



2016.9.5

No. 272

MONTHLY

れんごう



<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会 発行責任者 杉山 元
〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル6F TEL (011) 210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

「被爆71周年 2016平和行動 in 広島・長崎 北海道統一代表団」を派遣

原子爆弾が投下されて71年目を迎える中、連合北海道・原水禁北海道・北海道友愛KAKKINは8月4日～9日の日程で、のべ95名を「北海道統一代表団」として広島・長崎に派遣した。

8月5日の平和ヒロシマ集会で主催者挨拶にたった連合本部神津里季生会長は、「連合は本年のテーマを『恒久平和の実現に向けて核兵器廃絶への新たな一歩を』とした。その意味から、本年5月27日、オバマ大統領が現職のアメリカ大統領として初めて原爆被爆地広島に足を踏み入れたことは、原爆がもたらす惨禍に対

する認識、そして核兵器廃絶に向けた強い意志を示されたものであり、連合としても評価するとともに、この惨劇を二度繰り返さないその決意を示すためにも、アメリカ政府に対して長崎への早期訪問を要請する。」とした。また、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国が保有する核弾頭が今も世界に約1万5,700発も存在していること、昨年の国連総会本会議での日本が提出した核兵器廃絶決議案の採択など国際的な状況にもふれ、「人類が核兵器の脅威から解放されていない中、廃絶に向けた具体的な展開が見られない。さらに今年の



1月には北朝鮮が水爆実験を強行したことは、極めて遺憾である。核兵器廃絶に向けた国際世論自体は広がりを見せているが、連合は世界で唯一の被爆国のナショナルセンターとして、これまで以上に核兵器廃絶に向けた国内世論の喚起に注力するとともに、核兵器の悲惨さと非人道性を広く世界の仲間に訴えていく。」と強い決意を述べた。

続く「被爆者の訴え」では、今もなお多くの病気を抱えながら語り継ぎ、またオバマ大統領が訪問された際に、被爆者を代表してお言葉を交わされた坪井直さんが登壇し、当時の惨状を語り、戦争がない社会の大切さを切に訴えた。

8月8日の平和ナガサキ集会では、連合本部神津会長がヒロシマ集会に続き主催者挨拶に立ち、「原爆投下からすでに71年が経過し、その脅威を身をもって体験された方々の高齢化が進んでいる。こうした現状を踏ま

え、連合は若い世代を対象に戦争の歴史や知識、語り部の皆さんの思いを継承することを目的に様々な取り組みを展開している。世界の核軍縮を進めていく上で、世界で唯一の核兵器被爆国日本が、核兵器廃絶に向けた世論形成に対して果たすべき役割は極めて大きいものがある。その中でも、私たち労働組合が国際的な運動を牽引していかなければならない」と訴えた。

続いて、「次世代への継承」として、第19代高校生平和大使22名が紹介された。連合北海道と退職者連合で構成する北海道高校生平和大使派遣実行委員会で選出した、下町舞さんと和泉砂絵さんも仲間とともに登壇し、被爆者や戦争体験者の方々から平和のバトンを受け継ぎ世界に広げていく決意を表明した。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2329>



連合長崎 森公一会長から連合北海道大出彰良副会長へピースフラッグのリレー



労使代表や行政が労働・雇用環境で意見交換

第2回「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」

第2回「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」が8月10日、KKRホテル札幌で開催された。

開催にあたり、冒頭、北海道労働局田中局長より挨拶があり、続いて議事に入った。

議事は①「働き方改革の推進」等をめぐる状況及び共同宣言への賛同状況について②「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議設置要綱」の改正について③「北海道働き方改革包括支援センター（仮称）」整備事業について④意見交換——と進行した。

意見交換では、各企業・団体から発言があり、働く者



の代表として出村良平会長は連合北海道が過去3回開催した「酪農ヘルパーシンポジウム」を引き合いに出しながら、北海道の基幹産業である一次産業における雇用問題について「労働基準法41条（労働時間一日8時間、週40時間を超えてはならない等の規定）は一次産業労働者（林業を除く）に適用されないという問題がある。具体的な労働実態を調査して労働基準法41条の改正を視野に入れた議論をスタートするよう政府等に働きかけてほしい」と発言した。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2340>



北海道の最賃786円(+22円)に改正!

第4回北海道地方最低賃金審議会答申

■大幅引き上げ求め労働局前集会

北海道の最低賃金額を決める「北海道地方最低賃金審議会」が8月5日午後開催されるにあたり、連合北海道は同日12時20分から、北海道労働局前において「8.5北海道地域最賃の大幅引き上げを求める労働局前集会」を開催した。

集会の冒頭、連合北海道の最賃対策委員会の紺野委員長より、「北海道を含む40道府県の地域別最低賃金が800円未満で地域間格差が拡大している。勤労者の生活実態、生計費や高卒初任給、労働者の賃上げ状況を踏まえ、最低賃金を引き上げる環境整備が必要」と挨拶があった。審議会の労働側委員でもある永田組織労働局長からは、「使用者側は、経済の先行きが不透明な中、支払い能力を超えた大幅な引き上げは雇用を減らすと主張、社会的責任を放棄した無責任な姿勢に終始している」と批判しつつ、「10年ぶりに10月1日の早期発効の実現」と「引き上げに伴い31万人近いパート労働者の賃金に反映される」ことなど、本日午後に結審を迎える審議経過の報告がされた。

全自交労連の鈴木書記長は、タクシー労働者を代表して「景気回復の実感乏しく、社会は不安定さを増している」と述べ、「経済の好循環確立のために、誰でも時給1,000円に引き上げる審議を求める」と訴えた。

集会の終わりに、「最低賃金を1,000円以上に引き上げろ!」「働くものが報われる最低賃金に引き上げ



ろ!」と100名を越える参加者がシュプレヒコールを挙げ、最低賃金の大幅な引き上げを求めた。

■改正最低賃金、10月1日発効へ

同日午後、第4回北海道地方最低賃金審議会において、北海道最低賃金の22円引き上げで結審した。これにより、異議申し立てがなければ北海道の最低賃金は786円に改正、10月1日に発効される見込みとなった。

今回の改定額について連合北海道は、「『賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る』という最低賃金法の目的を達成するための生活できる賃金水準という要求からして納得できる改定額とはいえない。一方、1992年以降、24年ぶりの高い引き上げ額であるとともに、多くの非正規労働者の賃金引上げに反映されるものと受け止める。さらには、10年ぶりに10月1日の早期発効を実現したことは評価できる」との事務局長談話を発表した（詳細は下記）。

3年連続して労働者側が主張してきた「800円、1,000円」への引き上げに向けた道筋をつけるための表記が答申書に記されたことから、連合北海道は、この答申書を足掛かりに、引き続き、賃金水準の議論を深めながら最低賃金の大幅な引き上げに取り組んでいく。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2311>



2016年度北海道最低賃金改正に関する事務局長談話

8月5日午後、北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」）は、2016年度北海道の最低賃金を現行の764円から22円引き上げ、786円に改正し、10月1日から発効することで結審した。

本年度の審議会は、7月28日の中央最低賃金審議会

が報告したランク毎の目安をもとに、北海道を含むCランク22円の「目安の伝達」を受けて、本格的な議論のスタートを切った。

本年の審議に当たって労働者側は、昨年の審議会

答申において雇用戦略対話合意の「できるだけ早期に全国最低800円の確保、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」に配慮しているとの表記が2年続けて記載されたことを受けて、この答申を十分尊重し、最低賃金法第1条の目的を達成するために、最賃近傍の労働者の「賃金水準」議論を積極的に進め、本来あるべき水準に引き上げるよう主張した。特に、消費税増税直後よりも労働者の生活実態が厳しいことを克服できる有効なセーフティネットとして十分機能するよう訴え、働くことに意義を見出す昨年以上の大幅引き上げに最大限努めるよう強調した。

これに対し使用者側は、地域の経済状況や生産性、企業の支払い能力の限界を強調し、「中賃目安の22円」を大幅に下回る額の提示に固執した。

審議会議論は上記内容について、労使譲らず激しい審議が続く中、公益委員から「中賃目安などを考慮する必要もあり、22円の引き上げ」が提案された。

労働者側は、引き上げに伴い、全労働者に与える影響率が13.39%、パート労働者に至っては32.25%と極めて大きいことや、使用者側が公益提案に強い抵抗を示したことから厳しい判断を迫られたが、最終的に使用者側全員が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により結審された。

今回の改定額について、最低賃金法第1条の「賃

金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という目的を達成するための生活できる賃金水準という要求からして納得できる改定額とは言えない。一方、連合が求める「誰でも1,000円」の早期実現には課題が残るものの、1992年以降、24年ぶりの高い引き上げ額であることや、引き上げに伴い31万人近い多くの非正規労働者の賃金引き上げに反映されるものと受け止めるものである。さらに、10年ぶりに10月1日の早期発効を実現したことは評価できる。

引き続き、3年連続して労働側が主張してきた800円、1,000円への引き上げに向けた道筋を付けるための表記が答申書に記されたことから、この内容を足掛かりに、賃金水準の議論を深めながら最低賃金の大幅引き上げに取り組んでいく。

本年度の北海道最低賃金の闘いは収束を図るが、引き続き、特定（産業別）最低賃金の引き上げと、雇用戦略対話合意の800円、1,000円への引き上げに向けて、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守を求めていく。

この取り組みに結集された産別・単組、地協・地区連合、関係各位のご協力に感謝し、引き続き、最低賃金の大幅引き上げに向けて、今後も全力を挙げていく。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=2314>

ゆに・ぽん

2016

ゴルフ場
特別企画

ゴルフのおともに
ぜひご利用ください。



2016

夏休み版

道内のアミューズメント、ホテル
などが特別価格で利用できます。



9月の主な動き

イベントカレンダー

■組織拡大オルガナイザー研修会

2日(金) 13:30~3日(土) / 自治労会館

■第5回地方連合会事務局長会議

2日(金) 13:30 / 連合会館

■はたらく女性の集会

3日(土) 13:00 / ノースシティ

■第11回全道中小労働者研修・交流集会

3日(土) 13:30~4日(日) / ノースシティ

■連合北海道インターンシップ受入

6日(火)~9日(金) / 連合北海道ほか

■平和行動 in 根室

10日(土)~11日(日)

■第3回最低賃金対策委員会

12日(月) 11:00 / NEU札幌ビル

■判例研究会

15日(木) 18:30 / かでる2.7

■幌延深地層研究監視連絡会

16日(金) 9:30 / 幌延町

■第12回中央執行委員会

16日(金) 13:30 / 連合会館

■第12回執行委員会

21日(水) 10:00 / 連合会議室

■第64回地方委員会

21日(水) 13:30 / ガーデンパレス

■第11回地協事務局長会議

24日(土) 9:30 / 道北経済センター

■地域活性化フォーラム in 道北

24日(土) 13:30 / 道北経済センター

■最賃履行確保街宣行動

30日(金) 12:00 / 紀伊國屋書店前